

## 6 児童養護施設における人材の確保・定着について

平成 28 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年度比 18.7% 増の 12 万 2578 件で過去最多を更新するなど、深刻な状況が続いている。

児童養護施設では、虐待を受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、これまで以上に個別的できめ細かな処遇が求められている。また、専門的な知識・技術をもって適切な心理的ケアを行うことも必要とされている。

さらに、退所児童の自立の支援や、家庭に対する親子関係の修復などの支援も求められている。

こうしたことから、児童養護施設には児童の処遇に一定の経験を有し、専門的能力をもった職員を十分な数、配置することが以前にも増して必要とされている。

しかし、実態は 24 時間 365 日の対応が必要な中、十分な数の職員が確保できず、経験の浅い職員にも過重な負担がかかり早期に退職してしまう悪循環に陥っている。

国が定める職員の配置基準を見直し職員の負担軽減や勤務条件の改善を図ることにより、人材の確保・定着を進める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）の予算上の配置基準を、就学後の児童について現在の 4 : 1 から 3 : 1 とすること。
- 2 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置を認めること。
- 3 児童養護施設において、退所者の相談、自立のための生活支

援・就労支援や関係機関との連携などのアフターケアを専門に担当する職員を創設すること。

- 4 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員の複数配置を認めるなどの改善を進めること。